

【参考資料】 令和5年度岩手県内部統制評価報告書に記載した重大な不備の概要等

事案	不備の概要	重大な不備と判断した理由
会計事務における支払等の遅延	<p>県交付金支払事務について、事務処理を怠ったほか、関係書類を職場外に持ち出し、市町村への支払い等が遅延した。</p>	<p>会計事務の不適切な事案であり、組織的なチェック機能が十分ではなかったこと（組織の重大な過失）により、内部統制評価実施要領（令和4年7月7日付け行経第102号）第4第4項第1号「故意又は重大な過失により生じさせた事案であると認められるもの」及び同第3号「その他重大な事故など、社会的影響を及ぼした事案と認められるもの」に該当すると判断した。</p>
	<p>特別支援教育就学奨励費の支給事務について、事務処理を怠り、支弁区分の決定や保護者等への支払いが遅延した。</p>	<p>会計事務の不適切な事案であり、組織的なチェック機能が十分ではなかったこと（組織の重大な過失）や職員の故意が認められることから、内部統制評価実施要領（令和4年7月7日付け行経第102号）第4第4項第1号「故意又は重大な過失により生じさせた事案であると認められるもの」及び同第3号「その他重大な事故など、社会的影響を及ぼした事案と認められるもの」に該当すると判断した。</p>
職員手当認定に係る不適切な事務処理事案	<p>通勤手当認定関係事務について、事務処理を怠り、手当の支出を未決裁で行うとともに、通勤確認処理を怠った。</p>	<p>会計事務の不適切な事案であり、組織的なチェック機能が十分ではなかったこと（組織の重大な過失）や職員の故意が認められることから、内部統制評価実施要領（令和4年7月7日付け行経第102号）第4第4項第1号「故意又は重大な過失により生じさせた事案であると認められるもの」に該当すると判断した。</p>
免税証の誤認交付	<p>地方税法上、免税対象ではない機械を軽油引取税の免税軽油使用者証に登録して免税証を交付。誤認交付期間が長期に渡ったため時効により課税できない税額が生じた。</p>	<p>組織的なチェック機能が十分ではなかったこと（組織の重大な過失）により、内部統制評価実施要領（令和4年7月7日付け行経第102号）第4第4項第1号「故意又は重大な過失により生じさせた事案であると認められるもの」、第2号「著しく県に損害を与えた事案であると認められるもの」に該当すると判断した。</p>